

これまでの主な経過概要

経過概要	P.1
アクションプラン	P.2

産業廃棄物不法投棄事案を岐阜モデルによる解決を目指します

問題解決の3つキーワード

1 迅速

- 市長を本部長とする対策本部の設置(3/19)
- 場内・周辺緊急環境調査の実施(3/24~9/30)
- 健康相談窓口の開設(3/24)
- 実態調査委員会の設置と調査(4/1~5/10)
- 組織の強化・充実(4/1・5/1)
- 不法投棄問題対応検証委員会(5/20~11/26)
 - ・過去の対応を第三者期間で検証
 - ・答申にある指摘と提言への対応

アクションプランを策定(2/3)

- 不法投棄対策検討委員会(5/27~)
- ・技術部会(第4回 1/21)と再生ビジョン部会
支障除去等及び再生ビジョンの検討
- 廃棄物の詳細把握調査と
周辺環境定期監視の実施(9/21~3/31)

- ・ボーリング等による検査試料採取終了(12/27)
(ボーリング61・重機掘削22 計83か所)
- 各種分析検査を実施中
- ・周辺環境定期監視 実施中
現在までに環境汚染を疑うデータはない
調査終了後、結果を基に処理方法を決定する

2 情報公開

- 広報紙に定期的な情報掲載(4/15~)
- 市のHPに専用サイトを開設(4/26~)
- 委員会の原則公開(5/20~)
- 情報公開委員会の設置(7/2~)
 - ・新公開基準を策定(7/29)
- 緊急調査結果の完全公開(5/18~随時)
 - ・地元自治会では回覧
- 他の産廃不適正処理事案もHPで公開(8/16~)

まずは善商の責任を追及する

- 業の取消し処分(4/23)
- 施設設置許可の取消し処分(4/27)
- 業の更新許可不許可処分(同上)

- ・排出事業者らによる自主撤去開始(12/27~)
(2/14までに県内外の34社から申出)
(2/12までに14社が2,227 m³を自主撤去)
- ・善商の命令履行期限を3/31まで延長させる
- ・善商は調査費用の内金113万円を納付(2/14現在)

3 行政と市民との協働

- 住民説明会・情報展示会の開催
(3月下旬・5月下旬・9月下旬ほか)
- 再生ビジョン部会主催による
意見交換をする勉強会の開催
(7/3・11/28・12/19・2/6)

市民の理解を得つつ、市民とともに
市民が納得できる解決策を見出していく

- 廃棄物の一部に措置命令(5/28)
- 調査費用請求(9/28・11/12)
- 仮差押え(10/5)

行政の責任を明確化させる

- ・市長以下三役の責任表明(12/2)
- ・職員懲戒等審査委員会開催(12/17~)

岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会の
報告に対するアクションプラン

平成17年2月3日

岐 阜 市

経 緯

平成16年3月に(株)善商による産業廃棄物の不法投棄が発覚して以来、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部を設置し、「迅速」「情報公開」「行政と市民との協働」の3原則による再発防止と市民に納得のいく形での総合的な解決を図り、全国自治体の先駆けとなる「岐阜モデル」の構築に全庁挙げて対応しているところである。

まず、市民生活の安全、安心を最優先とするため地元説明会を開催し、本事案を説明するとともに、地下水、土壌及び河川水などの環境調査と廃棄物の概要調査を緊急に実施した。

4月には、事実関係を調査する「岐阜市産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会」を設置し、(株)善商に対する市の対応や経過を把握した。

この調査結果を基に本事案の原因を明確にし、再発防止に向けた市の対応力の強化を図るため、5月に外部委員による「岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会」を設置し、11月26日に検証結果の報告を受けた。

また、同じく5月には不法投棄の状況や環境への影響、支障除去対策や再生ビジョンを検討するために、学識経験者や市民代表者からなる「岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会」を設置した。現在も検討が進められているが、まず委員会で検討された調査案に基づき、不法投棄現場では埋設廃棄物や水質、環境の詳細調査を実施し、また周辺地域においては地下水、河川水、土壌、大気等の詳細な調査を実施している。平成17年1月21日の中間報告では何れも各基準等に適合した結果となっている。

更に7月には、本事案に係る「情報公開検討委員会」を設置し、市民の知る権利を十分に尊重するとともに行政の透明性を確保するため、原則公開という新公開基準を定めて行政の説明責任に努めている。

一方、不法投棄の行為者(株)善商に対する責任追及として、約14,300m³の廃棄物を撤去する措置命令を5月28日に発出するとともに、これまでの緊急環境調査費用の支払請求を行っている。また、排出事業者や収集運搬業者の責任追及も進めており、(株)善商に搬入したと報告してきた550業者について、現在、委託基準違反の有無を中心に審査を行っているところである。

岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会の報告に対する 対応方針

報告書において、市の対応のまずさが10年以上の長きにわたり、かつ特定の部署ということではなく、広く多岐にわたっていることなど、市役所の組織風土全体に対する厳しい指摘を受けた。

この内容を厳粛に受け止め、ただちに産廃対策本部を開催し8項目の指摘と5項目の再発防止の提案を基に、今後の対応と改革方針を検討した。

岐阜市としての体制の確立

全職員に報告内容を発信し、公務員としての使命感の再確認と意識高揚を図るとともに、研修等を通じて知識習得に一層の取り組みを行う。

また、本事案発生以来、産廃行政の担当職員を増員するのなど、体制を見直してきたが、更なる執行体制の検証を行う。

正確な情報収集と詳細な報告書の作成及び情報の保存・共有

各業務関連の帳票類を電子媒体で保管し、情報の共有化を図るとともに、事務引継書による懸案事項等の引き継ぎを徹底するなど、文書管理システムの見直しを行う。

立入検査結果等の公開

産業廃棄物不法投棄等についてのインターネットによる情報公開及び情報公開検討委員会の新公開基準による情報公開を行っているが、本報告書との整合性を確認しながら一層の情報公開を推進する。

他部局・他機関との有効な連携

縦割り行政を打破し、横串の通った行政へと努力しているところであるが、庁内関係部のみならず県及び県警など他機関との情報の共有化を図り、連携の強化に努める。

同業他社に対する検査

産廃Gメンの配置による監視・立入検査の強化をはじめ、産廃監視指導要領の作成、検査機器の活用など立入検査業務の見直し検討を行う。

以上の対応方針を基に、アクションプランを次のように取りまとめた。検証委員会の指摘、提言を真摯に受け止め、二度とこのようなことを起こさない組織風土の改革に努めるとともに、再発防止に向け全庁挙げての取り組みを推進していくこととする。

アクションプラン

〔 すでに実施しているアクションプラン
今後実施するアクションプラン

岐阜市としての体制の確立

公務員としての使命感の再確認と意識高揚

検証委員会報告書の要旨を平成16年12月28日に全職員に配信し、この問題を自身の問題として捉え、再発防止に向けた各自の考えをまとめることとした。

各部総室で取りまとめた後に報告を求める。【行政管理部】

使命感の欠如は、法の目的の無理解や市民目線での対応をしてこなかったことから生ずると考えられるため、「法令等遵守・危機管理マニュアル」「コンプライアンス制度」の職員研修を通じ一層の周知、活用を徹底する。【行政管理部】

平成17年度から法務・危機管理担当者（平成14年度設置）を分離し、危機管理担当者は部全体に対して指導ができる職責者を選任する。また、担当者の研修を通じ、制度の一層の活用を徹底する。【行政管理部】

市政の運営及び事務事業遂行の客観性、透明性、公平性を堅持するため、議員、マスコミ、各種団体等からの政策提言、要望、要請等があった場合、「岐阜市政策提言、要望、要請等の取扱い要領（平成14年4月施行）」に基づき対応することとしているので、この制度の徹底を図る。【市長公室】

全職員を対象とした研修の実施

平成16年12月27日（月）に部長・室長等全員に対する「管理職研修」を開催し、「公務員としてのより高い使命感をめざして」をテーマに関西学院大学教授の村尾信尚氏の講義により、公務員倫理意識の醸成を図った。この研修を契機とし、職場研修管理者である各室長は、公務員としての使命感の再認識や職場風土づくりのため、公務員倫理に関する職場研修を速やかに実施するとともに、2月中旬までに職員育成室に実施報告書を提出することとした。

また、「職場研修推進要綱」に基づき、公務員倫理・接遇・人権問題を必須テーマに職場研修を実施しているが、各部署の所管業務に係る法令等の再確認についても、新年度から必須テーマに位置づけて職場研修を実施する。【行政管理部】

所管業務に係る職員研修の充実

廃棄物処理法の改正に係る説明会あるいは産業廃棄物担当者会議等に参加し、法律等の解釈、運用について研修を行っているが、新年度には環境省主催の「廃棄

物リサイクル研修」「産廃アカデミー」等の職員研修を受講し、併せて国等関係機関から講師を招き随時研修を行うなど、産業廃棄物不適正処理事案に対応できる職員の育成を図る。また、排出事業者の意識向上を図る講習会を開催し、不適正処理の防止に努める。【環境事業部】

環境省主催の長期技術研修、大気・水質等の公害防止管理者の研修等により、知識と技術の向上を目指す。【人・自然共生部】

山林、農地等職務に関連する関係法等の研修として、新年度から、県が主催する「森林関係業務説明会」や「森林法の運用に係る担当者会議」、「県農業会議」等に担当グループを積極的に参加させ、知識の向上を図る。【農林振興部】

平成16年8月から「岐阜市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理に関する運用」に基づき、関係部(都市建設部、基盤整備部、農林振興部、環境事業部、行政管理部、上下水道事業部、工事検査室)に建設廃棄物管理責任者を置いている。今後は、関係部に対し廃棄物処理法及び建設リサイクル法の職員研修を実施する。【工事検査室】

産廃業務の執行体制の充実

組織体制及び人員配置について、担当部長とのヒアリングを実施し、業務内容や業務量の変動に応じて各室の定数を決定し、適正配置に努める。

新年度は、廃棄物指導業務に専念する「(仮称)産業廃棄物指導室」を新設するとともに、産廃Gメンとして職員2名と警察OBの嘱託員2名を配置し、産廃不法投棄再発防止に向けた体制の強化を図る。【経営管理部、行政管理部、環境事業部】

正確な情報収集と詳細な報告書の作成及び情報の保存・共有

情報の共有化

正確な情報収集及び情報の保存、共有を行うために、産業廃棄物情報管理システムを導入し、関係職員が情報の共有、あるいは後々の行政指導等にも活用できるようなシステムづくりに努める。なお、システムの稼働は平成18年1月を予定している。また、システム導入時までは立ち入り調査結果、苦情処理等の履歴については紙台帳に記録、保存すると共に「グループウェア」の環境指導室のキャビネットに保存し情報の共有を図る。【環境事業部】

平成17年3月末までに、立入調査票の内容や写真を添付した報告書等について検討し、職員間での情報の共有化を目指す。中間処理施設の立入検査では、廃棄物の保管量のチェックなどにより、適正処理の実態把握に努める。

また、平成17年5月末までに、届出内容、立入調査等に関する現在のシステムについて、データ一元化に向け検討していく。【人・自然共生部】

現在ある森林の伐採届出事項情報を平成17年3月末までにデータベース化し、森林の適正な管理体制を整える。【農林振興部】

事務引継ぎの徹底

「岐阜市事務引継要領（平成14年度策定）」により管理職の引継ぎを義務付けている。平成16年度から引継ぎをさらに強化するため、グループリーダーにも義務付け、円滑かつ適正な対応確認のため「事務引継ぎ作成状況」の提出等を実施しているが、様式の見直しを含め懸案事項等の引継ぎの徹底を図る。【行政管理部】

文書保存の適正化

平成15年1月から「グループウェア」の電子キャビネットに文書登録することにより、各所属の職員間における情報の共有を推進。平成17年度稼働の「文書管理システム」により、より一層の情報共有化を図るとともに、文書管理システムの情報公開機能により情報公開を推進する。【行政管理部】

文書（資料）の保存年限は毎年各部署で見直し、必要に応じて文書分類表を補正しているが、「文書管理システム」の稼働に向け全面的に保存期間、分類区分のサブタイトル等の見直しを実施し、平成17年度から「新文書分類表」により、より適正な文書の保管・保存を図る。【行政管理部】

平成16年8月から「岐阜市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理に関する運用」に基づき、産業廃棄物関係書類（マニフェスト等）による正確な情報収集・管理を徹底している。【都市建設部、基盤整備部、農林振興部、環境事業部、行政管理部、上下水道事業部】

立入検査結果等の公開

積極的な情報公開の推進

平成16年8月から、不適正処理事案及び処分業者等のリストをインターネットなどによる情報公開を実施。【環境事業部】

水質汚濁防止法、大気汚染防止法などに基づく立入検査の基本方針を、平成17年3月末までに策定する。

立入検査結果については、新たに定めた情報公開基準により公開とし、軽微な違反を含め、適切な行政指導を目指す。【人・自然共生部】

「岐阜市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理に関する運用」に

に基づき、平成16年8月から産廃管理票(マニフェスト)の写しを公開対象とし、工事発注者の責務を徹底するため搬出先の確認等に努めているが、完了検査後に法違反が判明した場合は、環境事業部に直ちに報告する。【都市建設部、基盤整備部、農林振興部、環境事業部、行政管理部、上下水道事業部】

他部局・他機関との有効な連携

他部局、他機関との横断的な連携体制の確立

他部局に関係する情報の共有、複数の部局にかかわる重要課題の検討等を要する場合は、政策室長会議並びに新年度に設置する「(仮称)岐阜市産業廃棄物調整会議」において、横断的な連携強化を図る。調整会議の事務局は環境事業部が担当し、各部所管法令の違反、問題の洗い出し等、情報の共有・有効活用を図り、関係部局及び関係機関との連携を強化する。【市長公室、環境事業部、人・自然共生部、農林振興部、まちづくり推進部、基盤整備部、経営管理部】

岐阜県との有効な連携を強化するため、平成16年6月から「岐阜県・岐阜市産業廃棄物不適正処理調整会議」を定期的実施している。【環境事業部】

森林の伐採を行うには、市への届出或いは県への申請・許可が必要であるため、平成16年4月から県農山村整備事務所(森林関係部署)との連携強化を図っている。今後も今まで以上に情報の共有化に努め、問題が発生しそうな事案については、共同で現地調査を実施する。【農林振興部】

平成16年8月から「岐阜市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理に関する運用」に基づき、100 m³を越える建設廃棄物の処理現場への搬入については職員が確認しており、疑義ある場合には環境事業部と協議するとともに、関係部局で情報交換を行う。【都市建設部、基盤整備部、農林振興部、環境事業部、行政管理部、上下水道事業部】

情報の有効活用

航空写真は、従来から要望のある庁内各部に対して閲覧に供してきたが、更なる活用を図るため、新たな閲覧ルールを定め、平成16年8月に各部に通知するとともに「全庁共通様式キャビネット」に航空写真閲覧申請書を掲載した。

また、県等他機関の閲覧や市民への公開基準として、「岐阜市航空写真取扱要領」を定めた。市民に対しても公文書としてパソコンから約三千分の一の航空写真をカラー印刷して交付することとした。今後、更に他部等との連携が図れるよう閲覧方法等の周知を図る。【経営管理部】

同業他社に対する検査

監視、立入検査体制の強化

新年度に「(仮称)産業廃棄物指導室」を新設し、産廃 G メンとして職員 2 名と警察 O B の嘱託員 2 名を配置し、産廃不法投棄の再発防止に向けた監視・立入検査の強化を図る。【経営管理部、行政管理部、環境事業部】

監視、指導要領の作成

「岐阜市産業廃棄物監視指導要領」を平成 17 年 3 月までに作成し、立入検査を強化する。【環境事業部】

検査機器等の導入

立入検査を厳正に行うため、他都市の立入検査用機器類の活用状況を調査研究し、有効活用できる機器導入の検討を行う。【環境事業部、経営管理部】

岐阜市の責任、職員の責任

岐阜市職員懲戒等審査委員会の開催

岐阜市職員懲戒等審査委員会を平成 16 年 12 月 17 日に開催し、職員 (O B を含む) からの聴き取り調査を行うことを決定した。現在、聴き取りを行っており、年度内に職員の責任について厳正に対処する。【行政管理部】